

奈良県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	武村 禎茨		北葛城郡広陵町大字三吉一七九八―三
〃	藤山 龍雄	〃	大字南郷一七
〃	中川 恵章	〃	〃 四七六―二
〃	藤山 久男	〃	〃 一六四―三
〃	池田 忠一	〃	〃 九一〇
〃	西田 裕夫	〃	〃 一〇四二
〃	長谷川 秀晃	〃	〃 一二五九
〃	堀田 義玄	〃	〃 一二四四―一
〃	藤田 勝美	〃	〃 一一三九
〃	松井 宣之	〃	〃 八七八―二
〃	村田 正廣	〃	大字古寺三九九
〃	新谷 元信	〃	〃 五七八
〃	松山 勝	〃	〃 三〇五
〃	井上 裕行	〃	大字三吉一七四八―一
〃	和田 博文	〃	大字古寺四二二
監事	阿部 恵蔵	〃	大字南郷三二五―三
〃	松井 康次	〃	〃 八七八
〃	畑守 章	〃	大字三吉一七六〇―二
〃	村田 善廣	〃	大字古寺五八九―六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	松山 勝		北葛城郡広陵町大字古寺三〇五
〃	藤山 龍雄	〃	大字南郷一七
〃	田村 利彦	〃	〃 一六四

